

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1	障害者及び障害児の移動の支援の在り方に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第3条）では、障害者等の移動の支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>現在、地域生活支援事業の移動支援事業においては、「障害者総合支援法」の必須事業として位置づけられているが、その運用については自治体の判断によることとされており、事業実施にあたって自治体間の格差があること、また、全国共通の仕組みで提供される支援に位置づけるべきであるとの提言もなされているところである。</p> <p>以上を踏まえ、移動支援事業の実態を把握し、課題について整理することにより、今後の障害者等の移動支援の在り方の検討に寄与する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 実態調査 各市町村のサービス内容、利用時間、利用者負担額等について、アンケート調査や聞き取り等による実態調査を必要に応じて行う。</p> <p>(2) 検討委員会 障害者団体、障害当事者、自治体職員、学識経験者等で構成する検討委員会を設置し、定期的に事業の成果を報告し、評価や助言を受けること。</p>
求める成果物	<p>以下の内容を盛り込んだ「障害者及び障害児の移動の支援の在り方」について提言する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者等に対する移動支援事業及び支援の提供事業者等の実態 ・ 障害者等の移動支援利用対象者の要件等に関する調査 ・ 移動支援事業の課題の整理 等
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/地域生活支援係（内線 3075）

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

<p>指定課題 2</p>	<p>意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に対する支援の在り方に関する調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第 3 条）では、「手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方」について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日からは、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助を担う者の養成及び派遣について都道府県や市町村の役割分担を明確にするとともに、必須事業にするなど意思疎通支援の強化を図っている。</p> <p>しかしながら、意思疎通の支援が必要な者は、視聴覚障害者に限らず、知的障害者、発達障害者、精神障害者、ALS 等の重度の身体障害者、失語症の方など多岐にわたるため、必要に応じて実態調査を実施し、現状や課題を整理の上、効果的な支援方策の提言をとりまとめることにより、今後の意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方の検討に寄与する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 実態調査 自治体、事業所、関係団体、障害当事者等にアンケート調査や聴き取り等による実態把握を必要に応じて行うとともに、先駆的な事例や好事例についても把握する。</p> <p>(2) 検討委員会 障害者団体、障害当事者、意思疎通の支援を行う者、自治体職員、学識経験者等で構成する検討委員会を設置し、定期的に事業の成果を報告し、評価や助言を受けること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>実態調査等に基づき検討会を経て、報告書を作成するにあたっては、次のことを明らかにするとともに、課題を整理し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方を提言する。</p> <p>① 意思疎通の支援が必要な者のコミュニケーション方法及び支援方法の現状と課題 ② 先駆的、好事例の取組等 ③ 課題に対応するための支援方策案 等</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>企画課自立支援振興室/情報支援専門官（内線 3079）</p>

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 3	同行援護に関する実態把握と課題について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第 3 条）において、「障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後 3 年を目途として、（略）障害者等の移動の支援、（略）その他の障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」こととされている。</p> <p>同行援護については、改正障害者自立支援法により平成 23 年 10 月から開始された新たなサービスであるが、サービス提供量等の地域格差があるなどの指摘もあり、施行後、全国的な調査がなされていないことから、現状の実態把握等が必要である。また、その上で課題を整理し、対応方策を検討すべきである。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保連等の既存データの分析から、全国の事業所分布状況等の調査を行う ・ 自治体アンケート調査 ・ 事業所及び利用者アンケート調査 ・ 学識経験者等からなる検討委員会を設置し評価・助言を受けること 等
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の事業所分布状況等を明らかにすること ・ 中山間地域を中心に、何故サービス提供量が少ないのか理由を明らかにし、対応方策を検討すること。 ・ 自治体へのアンケートを通じて、過去の支給実績、標準支給量及び標準支給量を超える場合の支給決定の規定、地域外への同行や宿泊を伴う場合の規定等、各自治体で定めている規定を調査すること。 ・ 同行援護の報酬区分において「身体介護あり・なし」があるが、事業所へのアンケート調査を通じて、それぞれのサービス内容の実態を明らかにするとともに報酬算定状況等を調査検証し、これらの実態や他の類似事業の報酬等を踏まえた上で、次回報酬改定についての現実的な提言を行うこと。 ・ 実際の利用実態をケース事例として分析し、適切な利用事例を収集し報告すること。 ・ 同行援護従事者に求められる専門性（視覚障害者に特有な移動の支援、利用者自身の判断を援助するような情報提供の支援等）について、利用者アンケートを通じて実態を調査し把握するとともに、課題があれば対応方策を検討すること。その際、地方部における同行援護従事者の確保等にかかる課題についても検討すること。
担当課室/担当者	障害福祉課/訪問サービス係 ・ 障害福祉専門官(内線 3 0 0 8)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 4	常時介護を要する障害者等の支援体制について
指定課題を設定 する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第3条）において、「障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。」こととされている。</p> <p>しかし、そもそも相談支援のアセスメントの段階で、「常時介護を要する障害者等」とはどのような状態像の障害者等を指しているのか必ずしも明確になっておらず、「常時」という概念も整理されていないため、支援の在り方を議論する上での前提条件が関係者に共有されていない。これらの概念整理を行うとともに、支援の在り方についてもその方向性を示す必要がある。</p>
想定される事業 の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障害者を対象とするサービス提供事業者等へのアンケート調査 ・ 「常時介護を要する障害者等」の対象となり得る利用者アンケート調査、ヒアリング調査 ・ 「常時介護を要する障害者等」に対する支援の事例の収集 ・ 学識経験者等からなる検討委員会を設置し評価・助言を受けること 等
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「常時」について、複数の段階に分類し、概念の整理を行うこと。 ・ 「常時介護を要する障害者等」について、「身体障害」、「知的障害」及び「精神障害」それぞれの障害の状態像を具体的に示すこと。 ・ 上記で示した状態像ごとに、状態に応じた支援方法を分類し示すこと。 ・ 相談支援の視点から、相談支援の際のアセスメントや必要なサービスの種類・量の目安にも活用できる提案を行うこと。 ・ 上記の概念整理の上、複数のモデル的な対象者に対する支援の事例を収集し、分析を加えること。
担当課室/担当者	障害福祉課/訪問サービス係 ・ 障害福祉専門官(内線3008)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 5	就労系福祉サービスに関する実態把握と課題に関する全体的調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における検討規定（附則第3条）において、「障害者等の支援に関する施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後3年を目途として、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方等について検討」することとされている。</p> <p>就労系福祉サービスについては、3年後の見直しに向けて就労移行、就労継続A型、就労継続B型の横断的・全国的な実態把握等調査が必要である。また、3年後の見直しに向けて課題を整理するべきであり、そのため、本調査は3年後の見直しに向けた検討の参考となりうる全体的・網羅的な基礎データ及び情報収集を目的としている。</p> <p>なお、具体的な調査項目は検討委員会等の意見をふまえて作成することとなるが、現在の就労系福祉サービスにおける各事業の実態把握や課題検討に資する調査に加え、現状を勘案した支援の質の向上に関する調査も想定しているため、調査項目は多岐・広範囲となることが予想される。</p> <p>また、各事業ごとの調査だけではなく、就労系福祉サービス全体にかかる横断的な調査項目も設定することとしている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 既存資料による分析調査（全国就労移行実態調査や全国工賃実績実態調査等からの分析）。</p> <p>(2) 企業、自治体、団体、事業所、利用者、支援者等へのアンケート調査・聞き取り調査。</p> <p>(3) ハローワーク、労働基準監督署など労働関係機関へのアンケート調査・聞き取り調査。</p> <p>(4) 調査事業の客観性等を確保するため、「検討委員会」を設置し、定期的に事業の成果を報告し、評価や助言を受けること。</p> <p>(5) 調査項目参考例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援：「市区町村人口と就労支援設置数と就労移行実績の対比」、「就労移行が推進できていない事業所の実態調査」等 ・ 就労継続A型：「労働条件実態調査（短時間勤務・最低賃金減額特例実施状況・社会保険加入状況）」等 ・ 就労継続B型：「平均工賃別作業内容・作業時間・障害特性の実態調査」、「月平均工賃3,000円を下回る事業所への実態調査」等
求める成果物	上記調査の結果報告書
担当課室/担当者	障害福祉課/就労支援係 ・ 就労支援専門官(内線3018)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 6	意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究について
指定課題を設定する背景・目的	<p>改正障害者基本法では、国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者やその家族等に対する相談業務、成年後見制度等の施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならないとされている。また、「障害者総合支援法」では、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者又は指定相談支援事業者の責務として、障害者等（障害児含む）の意思決定の支援に配慮することを求めている。さらに、同法の附則では、法施行後3年を目途として、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。</p> <p>障害者等の意思決定支援の在り方については、主として知的障害者、精神障害者への支援において、障害の特性等により様々な課題や考え方、支援の実態があることが考えられることから、それらを把握する調査及び海外の制度等に関する文献調査を行い、今後の意思決定支援の具体化に資するよう基礎的調査研究を行うことを目的とする。</p> <p>また、成年後見制度における知的障害者、精神障害者の利用実態を調査するとともに、成年後見制度利用支援事業や市民後見人の利用状況について実態を調査し、今後の障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の課題についても整理する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>意思決定支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者団体、事業者団体、成年後見実施団体等へのアンケート調査の実施 ・ 先駆的実践を行っている団体や事業所等へのヒヤリング調査の実施 ・ 海外の制度等に関する文献調査 <p>成年後見制度の利用促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知的障害者、精神障害者の成年後見制度の利用実態調査及び関係者へのヒヤリング調査等の実施 <p>調査結果を踏まえた報告書の取りまとめ</p>
求める成果物	<p>今後の意思決定支援の具体化に資するため、障害種別や年齢等による意思決定支援に対する考え方、意思決定支援を行う仕組み、意思決定支援を行う者等について、支援の実態や課題、国内のみならず海外の制度等に関する文献調査等が含まれた調査研究報告書の作成、並びに、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進に関する調査結果を踏まえ、知的障害者、精神障害者の後見類型別を含めた利用実態や後見人等と本人の関係、成年後見制度利用支援事業の実施状況、市民後見人の活用状況、後見人等へのヒヤリング結果等に基づいて把握された実態と課題を整理した調査研究報告書の作成。</p>
担当課室/担当者	障害福祉課/訪問サービス係 ・ 福祉サービス係 障害福祉専門官(内線3040)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 7	基幹相談支援センターの実態と在り方について
指定課題を設定 する背景・目的	<p>障害者自立支援法の改正によって、平成 24 年度から市町村は基幹相談支援センターを設置することができることになった。</p> <p>サービス等利用計画案の作成数増に伴い相談支援事業所数の増加も見込まれるが、小規模な事業所が多いという相談支援事業所の弱点を補うためにも、中核的な存在としての基幹相談支援センターを設置して日常的な研修を実施するなどの支援策が望まれる。</p> <p>しかしながら、基幹相談支援センターの設置数は平成 24 年中の見込で約 200 か所であり、今後も設置促進を図る必要がある。</p> <p>そのため、各地の基幹相談支援センターの組織形態や設置経過などを収集・分析し統一的に示すことで、設置に向けての市町村支援を行うものである。</p>
想定される事業 の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の基幹相談支援センターに対するアンケート調査の実施 ・ 最も典型的な取り組みを行っているセンターや、特徴的な取り組みを行っているセンターなど、必要に応じて訪問による聞き取り調査の実施 ・ 収集した事例を類型化するなどの分析をし、幾つかのモデルを提示する。 ・ 調査・研究に際しては、有識者、相談支援事業所等による検討委員会を設置する。
求める成果物	<p>(1) アンケート結果の集計（全国の基幹相談支援センターの基本データ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施事業（事例検討会、研修会など） ・ 自立支援協議会との関係 ・ 予算 など <p>(2) 聞き取り調査の結果（典型的及び特徴的な事業所の事例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記アンケート項目に加え、設置までの経緯や実際に果たしている役割、自立支援協議会との関係など詳細に聞き取ること <p>(3) アンケート及び聞き取り調査の分析結果と基幹相談支援センターモデルの提示</p> <p>(4) 報告書は都道府県及び市町村等に送付するとともに、ホームページ等で公開するものとする。</p>
担当課室/担当者	地域生活支援推進室/相談支援係 ・ 相談支援専門官(内線 3043)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 8	障害者の地域生活支援のためのニーズ把握とサービス提供体制の検討について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者総合支援法」における附帯決議（衆議院厚生労働委員会（平成 24 年 4 月 18 日）・参議院厚生労働委員会（平成 24 年 6 月 19 日））において、「障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと」とされており、障害の程度や年齢等に関わらず地域で生活するための支援を、居住の支援等の在り方も含め検討する必要がある。</p> <p>このため、障害児・者に対する地域生活支援の検討に当たり、必要とされるニーズを把握した上で、求められるニーズに即した機能を、ハード（住まいの場等）及びソフト（相談・介護・見守り等）の両面から具体的に示す必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所（事業者・利用者）アンケート調査、ヒアリング調査 ・ 海外における事例の収集、文献収集 ・ 学識経験者等からなる検討委員会を設置し評価・助言を受けること 等
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所（事業者・利用者）アンケート調査等を通じて、障害児・者が地域生活を行う上で求められるニーズ・機能を、ハード面、ソフト面の両面から明らかにする（現に存在するグループホーム、ケアホーム、入所施設では対応できないニーズとは何か、またこれらをどのように工夫すればニーズに対応できるのかを明らかにする）。 ・ 海外における地域生活支援のためのサービス提供体制等、海外事例についての文献調査を実施し、我が国の制度との比較検証等、整理を行う。 ・ その他、課題に対応するための方策について検討する。
担当課室/担当者	障害福祉課/福祉サービス係 地域生活支援推進室/地域移行支援係 障害福祉専門官 (内線 3008)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 9	強度行動障害支援初任者養成研修プログラム及びテキストの開発について
指定課題を設定 する背景・目的	<p>強度行動障害は、多動、自傷、異食など著しい不適応行動を頻回に示すため、適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた強度行動障害に関する総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身につけ、本人の生活の質を向上させるための研修体系を確立することが課題となっている。</p> <p>強度行動障害に対応する研修として、行動援護従業者養成研修課程があるが、受講要件から修了者も一部であり、行動援護以外の事業については強度行動障害に関する研修の受講も定められていない現状である。</p> <p>行動援護従事者のみならず、障害者福祉施設等の従事者が、強度行動障害に関する適切で専門的な支援を行うことができるようになるための研修体系を明らかにした上で、初任者に対する研修プログラムと養成テキストの作成、都道府県研修の指導者養成及び、入職したての職員を対象にした、強度行動障害の支援のポイントを学ぶための入門テキストの作成を目的とする。</p> <p>また、強度行動障害に対する適切な支援を行ったかどうかを評価する尺度に基づく支援の有効性を検証すること及び、障害支援区分調査項目に基づいて、行動援護の支給決定が適切に行われるよう行動関連項目等の評価を整理することを目的とする。</p>
想定される事業 の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害に関する総合的な支援体制の整理 ・ 強度行動障害支援の研修体系の整理と初任者養成研修プログラムの開発 ・ 実践者、有識者等による強度行動障害支援初任者養成テキストの執筆 ・ 都道府県研修の指導者を養成する研修の開催 ・ 強度行動障害の支援尺度に基づく支援の効果検証（30 事例程度） ・ 障害支援区分調査項目に基づく行動関連項目等の評価の整理
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害に関する、全体的な研修体系の考え方や医療を含む総合的な支援体制の在り方について整理した報告書の作成。 ・ 行動援護従業者養成研修課程を踏まえつつ、外出時における移動中の介護のみならず、施設、グループホーム内等における支援も含め、強度行動障害のアセスメント手法や構造化、環境調整、医療連携等を通じて、障害福祉施設又は障害福祉サービス事業等の初任者職員が、強度行動障害に対する支援を行うための適切で専門的な支援手法を習得できる研修プログラムの開発と初任者養成テキストの作成。 ・ 都道府県における研修指導者を養成する研修の実施（平成 25 年 12 月までに実施）。 ・ 初任者研修受講前の職員養成に活用できるよう、強度行動障害に関する基礎的な知識を習得することができる入門テキストの作成。 <p>※ 初任者養成テキスト及び入門テキストについては、都道府県及び市町村に送付するとともにホームページに掲載し自由にダウンロード可能とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強度行動障害の支援尺度に基づく支援の実施前後における行動障害の変化を比較し、支援の有効性を検証した報告書の作成。 ・ 障害支援区分調査項目の行動関連項目等に基づく行動援護支給決定評価基準を整理した報告書の作成。
担当課室/担当者	障害福祉課/訪問サービス係 ・ 福祉サービス係 障害福祉専門官(内線 3 0 4 0)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 10	生活介護に関する実態把握と課題について
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成 24 年度報酬改定において、生活介護事業については、8 時間を超える利用時の延長支援加算を創設するとともに、営業時間が 4 時間未満の場合の開所時間減算を創設するなど、サービス提供時間に着目した報酬改定を行った。報酬改定検討チームにおいて、「サービス利用時間の観点も含め、生活介護等のサービスの質がどのようなものとなっているか」との指摘があり、次期報酬改定に向けて、実態把握等が喫緊の課題とされている。</p> <p>しかしながら、生活介護については、施行後、全国的な調査がなされておらず、実態把握等が必要である。また、その上で課題を整理し、対応方策を検討すべきである。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の事業所分布状況等の調査（既存資料の分析） ・ 自治体アンケート調査 ・ 事業所及び利用者アンケート調査、ヒアリング調査 ・ 学識経験者等からなる検討委員会を設置し評価や助言を受けること 等
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保連データや自治体へのアンケートを通じて、延長支援加算等を含めた過去の支給実績やその実績によって生じる運営面・経営面への影響を調査すること。 ・ 事業者及び利用者アンケート調査、ヒアリング調査を通じて、基本的な支援内容について、例えば、標準的な支援時間（8 時間）でサービス提供する場合の支援内容や 8 時間を超える部分の支援内容、4 時間未満の場合の支援内容について明らかにすること。想定される支援としては、レクリエーション、軽作業、食事提供、入浴介助（週何回等の頻度）、排泄介助、見守りなどがあるが、標準的な一日の日課や週単位での予定表等を事業者ごとに明らかにするなどを含めた報告とすること。 ・ 医療的ニーズのある利用者に対してより質の高いサービスを提供するため、生活介護事業者のうち、喀痰吸引等の登録事業者となっている事業者数や、従事者が喀痰吸引等を実施するに当たっての課題等について、実態を調査すること。 ・ 摂食・嚥下機能障害や認知症などのある利用者に対してより質の高い食事及び栄養管理を提供するため、入所事業所における対象者及び食事の実態を調査すること。 ・ 実際の利用実態をケース事例として分析し、適切な利用事例を収集し報告すること。
担当課室/担当者	障害福祉課/福祉サービス係 ・ 障害福祉専門官(内線 3008)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

<p style="text-align: center;">指定課題 1 1</p>	<p style="text-align: center;">就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援プログラム実施時における課題検討について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>発達障害者の就労支援・職場定着支援については、就労移行においても、近年支援ニーズが高まっている。</p> <p>本指定課題は、就労移行支援事業所における発達障害者の就労支援を開始する取り組みを複数の障害福祉圏域でモデル的に行い、その過程において新たにプログラムを導入する際の課題検討とアセスメントから定着支援までの間の課題検討を行うとともに、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携体制構築に向けた課題の検討も併せて行う。</p> <p>また、障害者雇用促進法の改正による精神障害者の雇用義務化の方向も検討されている中で、発達障害者と同様に支援ニーズが高まっている精神障害者も本指定課題の対象とする。検討課題としては、発達障害者と同様に、新たにプログラムを導入する際の課題検討、アセスメントから定着支援までの間の課題検討、ハローワーク・地域障害者職業センター・障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携体制構築に向けた課題検討である。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) モデル対象となる就労移行支援事業所（広報により応募した事業所）に対して発達障害者・精神障害者の就労支援に関する研修を実施する。なお、研修を実施するにあたり、既作の「発達障害者就労支援マニュアル」や「就労移行支援マニュアル」を参考とすること。また、研修に際しては、発達障害者や精神障害者の就労支援を活発に行っている就労移行支援事業所での見学か実習を経験することを必須とする。なお、モデル対象の導入就労移行支援事業所は 10 カ所程度を目安とする。</p> <p>(2) 新たにプログラムを導入する過程において、適宜導入事業所とのスタッフ会議を行い、アセスメントから定着支援までの間の課題検討を行う。また、ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関との連携体制構築にむけた課題の検討も併せて行う。</p> <p>(3) 導入によって得た知見による啓発・広報活動を行う。具体的には全国の中で概ね 4 エリアを目安として、得られた知見をもとに就労移行支援事業所における発達障害者・精神障害者の就労支援にかかるセミナー（対話形式のあるもの）を年度内に行う。</p> <p>(4) 報告書作成（上記の活動を通して作成される報告書）。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>(1) モデル対象の導入就労移行支援事業所は 10 カ所程度 (2) アセスメント・定着支援・就労支援機関との連携に関する課題検討 (3) 全国の中の 4 エリアを目安とする年度内の啓発・広報活動 (4) 上記の活動を通して作成される報告書及び作成した報告書のホームページ掲載</p>
<p>担当課室/担当者</p>	<p>障害福祉課/就労支援係 ・ 就労支援専門官（内線 3 0 1 8）</p>

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

<p style="text-align: center;">指定課題 1 2</p>	<p style="text-align: center;">相談支援に係る業務実態調査について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の改正によって、平成 24 年度から支給決定プロセスが見直され、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大された。また、同時に地域相談支援（地域移行支援及び地域定着支援）も新しい制度として始まったところである。</p> <p>そこで、制度導入から 1 年が経過したところで、計画相談支援及び地域相談支援について支援の実態を調査・分析して明らかにしておくことが今後の事業展開を検討するに当たって必要である。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所に対する実態調査 計画相談について報酬を請求している相談支援事業所から無作為に 200 事業所程度を選定し、郵送により計画相談対象者に関わる業務の内容や時間について調査する。 （この際、計画相談の対象者であれば報酬の発生しない月であっても記載を求める） ・ 各事業所における人材の養成や相談の質の向上に関する方策についても調査する。 ・ 地域相談（地域移行支援、地域定着支援）に関する調査 3 障害毎に地域移行・地域定着に係る事例を各 10 事例程度抽出し（合計 60 事例）、支援内容について調査を行う。 ・ 上記 2 調査について分析し、各々の特徴を明らかにする。 ・ 調査・研究に際しては、有識者、相談支援事業所、市町村担当者等による検討委員会を設置する。
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援事業所に対する実態調査の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援事業所についての基本情報 ・ 計画相談支援対象者についての基本情報及び支援の内容・所要時間 ・ 人材養成、質の向上の取り組み など ○ 地域相談に関する調査の報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本事項として①対象者の属性、②支援内容・所要時間、③関係機関との連携状況、④相談支援事業所の組織、⑤地域相談に係る人員体制など ・ 「②支援内容・時間」については、事例毎に支援内容と所要時間の記録 ○ 報告書は、都道府県及び市町村等に送付するとともに、ホームページ等で公開するものとする。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>地域生活支援推進室/相談支援係 ・ 相談支援専門官(内線 3 0 4 3)</p>

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 13	障害児通所支援の今後の在り方に関する調査研究について
指定課題を設定する背景・目的	<p>改正児童福祉法の施行（平成24年4月1日）により、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）として、新たな支援の創設やこれまでの体系が再編された。身近な地域で通所支援が展開されることが期待されている。</p> <p>また、「障害者総合支援法」では、児童福祉法において、指定障害児通所支援事業者等の責務として、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、支援を常にその立場に立って行うよう努めなければならないとされ、今後とも支援の質を高めていく仕組みが必要である。</p> <p>このため、障害児通所支援の各事業事例を集積・分析し、障害児通所支援の今後のあり方の検討に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 障害児通所支援の各事業事例の集積・分析調査 児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の各事業について、事例の集積・分析調査を行う。 事例の集積・分析調査にあたっては、以下の支援内容をカバーするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ツール：アセスメント法、個別支援計画、評価指標、サポートブック 等 ・ 支援技法：各種支援技法を用いている場合 ・ 支援形態：個別支援、集団支援、親子合同支援 等 ・ 支援実態：本人支援・家族支援・地域支援の内容、1日・年間の流れ 等 <p>※なお、個別支援計画等における教育や医療等との連携についても、集積・分析を行う。</p> <p>(2) 児童発達支援センターにおける地域支援への取り組みについて集積・分析調査 児童発達支援センターにおける地域支援への取り組みとして、事例の集積・分析調査を行う。事例の集積・分析調査にあたっては、以下の各分野をカバーするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援 ・ 保育所等訪問支援 ・ その他の地域支援 <p>(3) 気づきの段階への支援の実際について集積・分析調査 指定通所支援事業所が取り組んでいる気づきの段階への支援の実際について、事例の集積・分析調査を行う。 「地域生活支援事業」による取り組みと、その他の取り組みについて、事例の集積・分析調査を行う。</p> <p>(4) 先駆的取組の集積・分析調査 指定通所支援事業所の先駆的取組の事例についても、事例の集積と分析調査を行う。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の事業事例を集積・分析しまとめること。 ・ 児童発達支援センターの地域支援の実際とあり方についてまとめること。 ・ 気づきの段階への支援の実際について事例を集積・分析しまとめること。 ・ 調査研究から見てきた課題を基に、個別支援計画や専門的支援のあり方、支援の質の向上のための方策、質の評価のための方策、人材育成等に関する提言を行うこと。
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室/障害児支援専門官・主査(内線 3048)

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 1 4	障害児入所支援の今後の在り方に関する調査研究について
指定課題を設定 する背景・目的	<p>障害児入所施設は、平成 24 年 4 月 1 日から障害種別の一元化、年齢延長規定の廃止、児童発達支援管理責任者の必置等の改正が行われ、これまで以上に個々の障害特性に応じた支援、自立に向けた質の高い支援が求められることになった。新体系へ円滑な移行ができるよう配慮し、職員配置等の施設基準は改正前のものを踏襲しており、一元化に向けた本格的な検討はこれからである。</p> <p>また、新たな「障害者総合支援法」では、児童福祉法の改正により、指定障害児入所施設の設置者の責務として、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、支援を常にその立場に立って行うよう努めなければならないとされ、今後とも支援の質を高めていく仕組みが必要である。</p> <p>そこで、障害児入所支援に関する実態を詳細に分析するとともに、今後の障害児入所施設の職員配置基準、支援の内容・評価等に関する提言を行うことを目的とする。</p>
想定される事業 の手法・内容	<p>(1) 実態調査</p> <p>①活動実態及び業務実態を把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設種別の違いによるケア内容の差、傾向 ・合併症の有無等状態の違いによるケア内容の差、傾向 ・職員構成の違いによるケア内容の差、傾向 ・ケア形態の違いによるケア内容の差、傾向 等について分析すること <p>②職員のケアの負担感について調査すること。</p> <p>③個別支援計画の実態：アセスメント～評価までのプロセス、計画様式例 等</p> <p>④専門的ケアの実態：被虐待児・医療ニーズが高い児童・強度行動障害児等へのケア、リハビリなど障害特性に応じた特別な支援、在宅復帰又は退所後の自立に向けた支援等の実態について示すこと。</p> <p>※ なお、活動実態及び業務実態、個別支援計画の実態、被虐待児等に対するケアについては、児童養護施設や障害児通所支援等との比較分析を行うこと。</p>
求める成果物	<p>(1) 障害児入所施設におけるケアの現状について定量的にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの状態、例えば、障害の種類や程度、強度行動障害の有無、医療的ケアの必要度、虐待の有無等とケアの内容・量の関係性 ・施設種別、職員配置、ケア形態とケアの内容・量の関係性 (通常時の他、パニック発生時等緊急対応時等の状況についても触れること) ・職員の負担感等との関係性 等 <p>(2) 障害児入所支援に関する課題を整理し、今後の職員配置等の施設基準や支援の在り方に関する提言を行うこと。</p> <p>(3) 個別支援計画や専門的ケアの実態調査から、支援の質の評価の在り方、質の向上のための方策、人材育成等に関する提言を行うこと。</p>
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室/障害児支援専門官・主査 (内線 3048)

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 15	<p>精神病床に入院している難治性患者の地域移行の推進に向けた支援の在り方に関する実態調査について</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神保健医療福祉施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、地域生活への移行及び地域生活の支援に関する施策を講じている。また、「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」においても、精神病床の機能分化を進めるとともに、地域移行の取組を推進していく必要があるとの検討結果をとりまとめている。</p> <p>精神病床に入院中の難治性患者は、退院が困難となり入院が長期化しやすいが、クロザピン等の専門的な治療により、地域生活へ移行する例も少なくないとされている。しかし、地域移行した後のフォローアップ体制等、地域での支援体制、支援内容については解決すべき問題が多いという実情がある。</p> <p>そこで本指定課題は、難治性患者の地域生活への移行に積極的に取り組んでいる精神科を標榜する医療機関における、地域生活への移行に向けた支援の実践例の調査を行い、難治性患者の地域移行の推進に向けた支援体制及び支援内容の在り方を明らかにし、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念のさらなる推進に寄与することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 先行調査・研究の収集、分析</p> <p>(2) 精神病床に入院中の難治性患者に対する地域生活への移行に向けた支援に関する実態調査</p> <p>①量的調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロザピンの対象患者等、難治性患者の治療に積極的に取り組んでいる医療機関を対象に、地域移行の実績、支援体制及び支援内容等に関するアンケート調査を実施する。 <p>②質的調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果をもとに、難治性患者の地域移行を推進している医療機関を抽出し、地域生活への移行に向けた支援体制及び支援内容に関するヒアリング調査を実施する。 ・医療機関の抽出にあたっては、地理的な条件や地域移行の実績等を考慮すること。 ・調査項目には、人員体制、施設情報、関係機関との連携状況（連携機関・連携方法等）、具体的な支援内容等、地域生活への移行に必要な内容を含めること。 <p>(3) 精神病床に入院中の難治性患者に対する地域生活への移行に向けた支援の在り方に関する考察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)(2)の調査結果をもとに、難治性患者に対する地域生活への移行に向けた支援の在り方について考察すること。 <p>(4) 検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者、現場関係者、精神障害者及び家族等で構成される検討委員会を設置し、定期的に評価や助言を得ながら、上記の事業を行う。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床に入院中の難治性患者に対する地域生活への移行に向けた支援体制及び支援内容に関する実態と、支援の在り方についてまとめること。 ・難治性患者の地域生活への移行に向けた支援に取り組む精神科を標榜する医療機関に対し、参考となる実践事例を収集すること。
担当課室/担当者	精神・障害保健課/課長補佐（内線3053）

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 16	統合失調症患者への入院早期からの多職種による地域移行支援の標準化に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神保健医療福祉施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、地域生活への移行及び地域生活の支援に関する施策を講じている。また、「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」においても、精神病床の機能分化を進めるとともに、地域移行の取組を推進していく必要があるとの検討結果をとりまとめている。これを踏まえ、過去の先行調査では、精神疾患患者の地域移行について効果をあげている精神科病院では、入院早期から多職種の体系的な関わりを実践していることが分かった。</p> <p>また、平成 23 年患者調査では、精神病床に入院する患者の半数以上は統合失調症であり、平均在院日数が 561.1 日と長期入院となりやすいため、精神科病院における統合失調症の効果的な地域移行の在り方を検討する必要がある。</p> <p>そこで本指定課題は、統合失調症患者への入院早期からの多職種における地域移行の体系的な関わりの実態について調査し、今後、入院早期からの多職種による地域移行支援の一体標準化を検討することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 先行調査・研究の収集、分析 2 統合失調症患者へ入院早期から多職種における効果的な地域移行支援を実践している病院を対象に、入院早期からの地域移行の実態調査 <ol style="list-style-type: none"> ①量的調査：入院時からの多職種による地域移行支援の内容・支援時期、クリティカルパス等の標準化された媒体の運用実態、効果 等 ②質的調査：クリティカルパス等の標準化された媒体の課題 等 3 有識者等による検討委員会において上記事業の評価・助言等の実施
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合失調症患者のための、入院早期からの多職種における地域移行支援の一体的なクリティカルパス等を作成すること ・ 統合失調症患者の入院早期からの多職種による地域移行支援の実態と課題についてまとめること ・ 今後の統合失調症患者に対する入院早期からの支援の在り方について、考察を含めること
担当課室/担当者	精神・障害保健課/課長補佐（内線 3053）

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 17	精神科診療所における地域生活支援の実態に関する全国調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神保健医療福祉施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、地域生活への移行及び地域生活の支援に関する施策を講じている。</p> <p>精神科病院から退院する患者や入院の必要はない患者が、地域において安心して暮らし、患者の居住する身近な地域においての生活支援が受けられることが、入院（再入院）することなく通院を継続する上で非常に重要である。</p> <p>そのため、精神科診療所の外来診療に加え、デイケア、ナイトケア、レスパイト（短期宿泊支援）、訪問による支援等を主軸として、医療だけではなく福祉サービスと連携を進め、地域移行・地域定着支援を図る役割が期待される。</p> <p>本指定課題は、精神科診療所のデイケア、ナイトケア、レスパイト（短期宿泊支援）、訪問による支援等における精神障害者の地域移行及び地域生活支援の実態を把握することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 先行調査・研究の収集、分析 2 精神科診療所における地域生活支援の実態に関する全国調査 <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等の協力を得て、精神科診療所で提供されている地域生活支援に関するプログラム等の実態調査を行うこと。 ・デイケア、ナイトケアの調査項目には、対象患者（診断名、年齢、性別等）、デイケア、ナイトケアのプログラム内容・実施頻度、他機関との連携状況、具体的な効果（再入院率、外来治療継続期間等）等を含むこと。 ・レスパイト（短期宿泊支援）の調査項目には、対象患者（診断名、年齢、性別等）、レスパイトの形態、入院期間、具体的な効果（再入院率、外来治療継続期間等）等を含むこと。 3 有識者等による検討委員会において上記事業の評価・助言等の実施
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科診療所における地域生活支援の実態と、その支援による効果、課題についてまとめること ・地域における精神科診療所の精神保健医療福祉の連携による総合的な支援の在り方について考察すること
担当課室/担当者	精神・障害保健課/課長補佐（内線 3053）

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 8	地域の事業所等を中心とした精神障害者の地域生活支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神保健医療福祉施策においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づく方策を推進し、地域生活への移行及び地域生活の支援に関する施策を講じている。</p> <p>また、「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する検討会」においても、精神病床の機能分化を進めるとともに、地域移行の取組を推進していく必要があるとの検討結果をとりまとめている。</p> <p>本指定課題は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念をさらに推進し、制度改革の方向性を具体化した地域支援モデルを構築するために、精神障害者の地域生活支援に重要な役割を果たしている地域の事業所等における精神障害者の地域生活への移行及び地域生活支援の実態を把握するとともに、地域における精神保健医療福祉の連携による総合的な支援の在り方を検討することを目的とし、調査を行うものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 先行調査・研究の収集、分析</p> <p>(2) 精神障害者の地域生活への移行及び地域生活支援に係る実態調査</p> <p>①質的調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療福祉の関係機関と連携して精神障害者に対する総合的な支援を実施している地域の事業所等へのヒアリング調査を行う。事例の抽出については、地域的な条件や対象年齢、支援内容等を勘案し、10事例以上の調査を行うことが望ましい。 ・調査項目には、事業所の体制、利用状況（年齢、診断名、対象者のニーズ等）、支援内容、関係機関との連携体制、人材育成の状況等を含めること。 <p>②量的調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で生活する精神障害者の多様なニーズに鑑み、自治体や関係団体等の協力を得て、総合的な支援を実施している地域の事業所等に対する支援内容等についてのアンケート調査を実施する。 <p>(3) 検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有識者、現場関係者、精神障害者及び家族等で構成される検討委員会を設置し、定期的に評価や助言を得ながら、上記の事業を行う。
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療福祉の関係機関と連携して精神障害者に対する総合的な支援を実施している好事例を紹介すること ・地域の事業所等における精神障害者の地域生活への移行及び地域生活支援に係る実態と、課題についてまとめること ・地域における精神保健医療福祉の連携による総合的な支援の在り方について考察すること
担当課室/担当者	精神・障害保健課/地域移行支援専門官（内線3027）

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

<p>指定課題 19</p>	<p>精神障害者の意思決定の助言・支援を担う人材の養成及び実施について</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>「障害者総合支援法」附帯決議では、「精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと」とされている。また、平成 24 年 6 月 28 日に取りまとめられた「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」の入院制度に関する議論でも、代弁者の重要性について指摘されている。</p> <p>このため、精神障害者の意思決定の助言・支援を行うために必要な調査を行うとともに、これらを担う人材を養成し、精神障害者の意思決定の助言・支援を実際に行うために必要な事項について、検討・研究を行う。</p> <p>また、精神障害者の意思決定の助言・支援を行う者として家族を希望する場合も多いと想定されるが、現在検討されている保護者制度の廃止及び医療保護入院の見直しによって、精神障害者と家族の関係の変化が予想される。そこで、制度改正後の検討に資するよう、現在の制度における精神障害者と家族の関係について実態を把握する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 精神障害者の意思決定の助言・支援を行う者に関する調査・研究</p> <p>有識者、医療現場関係者、精神障害者及び家族等で構成される検討委員会を設置し、定期的に調査や検討の客観性について評価や助言を得ながら、以下の事業を行う。</p> <p>①先行事例の調査</p> <p>先行事例として精神障害者の意思決定の助言・支援を行っている支援者等の活動実態の調査を行う。調査に当たっては、支援者等へのヒアリング等を行うとともに、意思決定の助言・支援を受けている精神障害者やその家族、当該精神障害者の意思決定の助言・支援の場面で関与する医療関係者等へのヒアリング等を行い、実施の実態と課題を明らかにする。</p> <p>②意思決定の助言・支援を行うための具体的な方策の検討</p> <p>(1) の調査の成果等を元に、精神障害者の意思決定の助言・支援の具体的な実施方法や実施するにあたっての留意点について、分析・考察を行う。</p> <p>(2) 医療保護入院に係る家族の関係に関する調査</p> <p>有識者、医療現場関係者、精神障害者及び家族等で構成される検討委員会を設置し、定期的に調査の客観性について評価や助言を得ながら、以下の事業を行う。</p> <p>①精神障害者の家族及び医療関係者等に対するインタビュー</p> <p>精神障害者の家族及び医療関係者等に対し、医療保護入院にあたって、誰が同意を行ったか、同意を行うに当たり、家族間の意見の相違があったか、意見の相違があった場合、どのような対応を行ったか等についてインタビューを行う。</p> <p>②精神障害者の家族及び医療関係者等に対するアンケート</p> <p>①におけるインタビューと同様の内容について、精神障害者の家族及び医療関係者に対し、アンケート調査を行う。</p>

<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1) ①については、複数事例を調査すること。 ・ (1) ①及び②並びに (2) について、報告書を作成すること。報告書の作成に当たっては、厚生労働省に事前に内容を密に協議すること。 ・ (1) ②については、分析・考察の結果について、意思決定の助言・支援を行う者に提供するための資料を作成すること。資料の作成にあたっては、厚生労働省に事前に内容を密に協議すること。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神・障害保健課/企画法令係 (内線 3055)</p>

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 20	障害者及び障害児の文化芸術活動の支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者基本法」においては、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動を行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」とされている。</p> <p>また、障害者総合支援法では、基本理念において、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、社会参加の機会が確保されることや地域社会において他の人々と共生することが妨げられないこと」が盛り込まれたところである。</p> <p>障害者の文化芸術活動に対する支援については、社会参加の機会を確保するとともに、共生社会の実現にも資するものであるが、障害者の文化芸術活動に対する場の提供方法・支援方法・効果、評価の在り方や、文化芸術作品等の活用方策等支援の在り方については十分に議論されてきていない。</p> <p>そこで、障害者が文化芸術活動を通じて制作された作品の評価の在り方や作品の活用方策等を提言としてとりまとめることにより、障害者の文化芸術作品に対する国民の理解を促進させ、今後の障害者の文化芸術活動の支援方策の検討に寄与する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者の文化芸術活動の取組について、活動の場の提供方法、障害福祉サービス事業所等での支援方法、効果、障害者が制作した文化芸術作品に対する評価の在り方や、文化芸術作品等の活用方法等を提言する。その際、必要に応じて、アンケート調査、成功事例の収集、聞き取り等による実態調査も行うこととする。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の対象地域は、全国に限定せず、ブロック、都道府県域、市町村域等でも良い。 ・調査の対象活動は、特定のジャンルやテーマに特化した場合でも構わないが、事業目的を踏まえ、各地で応用できるよう踏み込んだ内容のものであること。 ・支援の継続性の観点から、単に、障害者の文化芸術活動を調査するだけでなく、その事例を基に、関係機関・団体との連携方法、組織体系化の手法、障害者の文化芸術活動に対する支援をどのように位置付けていくべきかを提言すること。
求める成果物	<p>調査に基づき、報告書を作成するに当たっては、次のことを概ね明らかにすること。</p> <p>①障害者の文化芸術活動の取組状況、②障害福祉サービス事業所等の文化芸術活動の実施状況・実施率、③障害者文化芸術作品に対する国民の理解（現状）、④芸術的観点から障害者の文化芸術作品の評価の在り方、⑤国民が障害者文化芸術に関心を持ち、実際に触れてもらうための具体的手法、⑥文化芸術機関との連携状況、⑦効果的な取組事例や先駆的な取組事例の紹介 等</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/社会参加支援係(内線 3073)

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 2 1	障害者及び障害児のスポーツ活動の支援に関する調査について
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者基本法」においては、「国及び地方公共団体は、障害者が円滑にスポーツを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、スポーツに関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない」とされている。</p> <p>また、平成 23 年に制定された「スポーツ基本法」では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされるとともに、「スポーツ基本計画（平成 24 年 3 月 30 日文科科学省）」では、政策目標として、「国際競技力の向上を図るため、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てるというオリンピズムの根本原則への深い理解に立って、競技性の高い障害者スポーツを含めたトップスポーツにおいて、ジュニア期からトップレベルに至る体系的な人材養成システムの構築やスポーツ環境の整備を行う」とされている。</p> <p>4 年に一度開催されるパラリンピック競技大会では、回を重ねるごとに競技性が高まり、選手本人の競技力はもとより、アスリートの発掘から育成、強化に至るまで体系的かつ多角的な支援なくしては、パラリンピックなどの国際競技大会で上位に位置することが困難になっている。</p> <p>そこで、日常的なスポーツ活動の環境作りから競技性の高い障害者スポーツの競技力を向上するための体系的な支援方策等について提言をとりまとめ、障害者スポーツ活動の支援方策の検討に寄与する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>競技性の高い障害者スポーツ活動の取組について、地域においてアスリートを発掘し、指導を継続的に提供できる支援体制の在り方、さらに障害者スポーツを継続して取り組むことができる環境整備の在り方を提言する。その際、必要に応じて、アンケート調査や聞き取り等による実態調査も行うこととする。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の対象地域は、全国に限定せず、ブロック、都道府県域、市町村域等でも良い。 ・調査の対象活動は、特定のテーマに特化した場合でも構わないが、事業目的を踏まえ、障害者スポーツの支援策として各地で応用できるよう踏み込んだ内容のものであること。 ・支援の継続性の観点から、単に、障害者のスポーツ活動を調査するだけでなく、具体的な関係機関・団体とその連携手法、組織体系化の手法、障害者のスポーツ活動の支援をどのように位置付けていくべきかを提言すること。
求める成果物	<p>調査に基づき、報告書を作成するに当たっては、次のことを概ね明らかにすること。</p> <p>① 年齢における障害児の体育活動の取組状況、②競技性の高いスポーツ活動がもたらす効果、③関係機関・団体（各都道府県・指定都市障害者スポーツ協会及びスポーツ指導者協議会、PT協会、OT協会、教育委員会、障害者スポーツ競技団体、一般スポーツ競技団体、総合型地域スポーツクラブ等）との連携状況、④関係機関・団体との連携及び組織体系化の在り方、⑤アスリートに対して指導を実践できる指導者養成の在り方、⑥アスリート発掘の手法、⑦ジュニア期からトップレベルに至るまでの継続した強化育成支援、⑧効果的な取組事例や先駆的な取組事例の紹介 等</p>
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室/障害者スポーツ推進専門官(内線 3071)

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 2 2	<p>補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修の在り方等に関する調査について</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>補装具費の支給については、「障害者総合支援法」の規定に基づき、各市町村において実施されているところである。</p> <p>補装具費支給制度については、平成 24 年度の障害者総合福祉推進事業において、補装具費支給制度における支給決定及び供給（製造販売）の両側面における実態並びに今後の補装具の支給等に係る施策検討に必要な基礎資料を得ることを目的として、「補装具費支給制度の施策検討に向けた支給等の実態を把握に関する調査研究」が行われたところである。</p> <p>この調査研究では、市町村、身体障害者更生相談所、補装具製作・販売業者に対するアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、補装具費支給制度に対するそれぞれの立場での実態や抱える課題及び現状が明らかとなり、今後の補装具費支給制度の見直しに向けた重要な基礎資料が得られたところである。</p> <p>今回の調査研究では、平成 24 年度の調査研究により明らかになった</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な運用に向けた制度理解に関する研修の必要性 ② 補装具告示における構造等の見直し <p>といった課題について、その解決に向けた方策を検討するための具体的な成果を得るために必要な調査研究を行うものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> 1 実態の把握 <ul style="list-style-type: none"> ① 研修の実態 <p>各地域の身体障害者更生相談所で実施されている研修内容の実態を、アンケートやヒアリング等により把握する。</p> ② 補装具種目の構造に関する実態の把握 <p>補装具製作・販売業者に対するアンケート調査により、実際に補装具として給付されている製品について、その構造の現状と実態を把握する。</p> 2 実態を踏まえた検討 <ul style="list-style-type: none"> ① 研修の在り方に関する検討 <p>調査により明らかになった実態を踏まえ、市町村や補装具製作・販売業者等に向けた標準的な制度理解のための教材案を作成し、その教材を使用したモデル研修会を開催することにより、研修のプログラムと教材の検証を行う。</p> ② 補装具種目の構造に関する検討 <p>調査結果に基づき、現行の補装具告示に規定する種目及び構造との違いについて整理・検討を行い、対比表をまとめる。</p> <p>本調査研究の実施に当たっては、①及び②それぞれを担当する作業グループを設置して行うものとする。②を検討するための作業グループは、補装具種目の特性等を考慮し、必要数を設置すること。</p> <p>なお、調査事業の客観性等を確保するための「検討委員会」を設置し、定期的に事業の進め方や進捗状況を報告の上、評価や助言を受けること。</p>

求める成果物	<ul style="list-style-type: none">・ 補装具費支給制度の適切な理解と運用に必要な研修の在り方について、身体障害者更生相談所が行う研修プログラム並びに共通教材の作成・ 補装具告示における補装具種目の構造の見直しに向けた基礎資料としての対比表等の作成 等の内容をまとめた報告書。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室／ 福祉用具専門官（内線 3089）

平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 23	<p>青年期・成人期発達障害者の医療分野の支援・治療についての現状把握と発達障害を対象としたデイケア（ショートケア）のプログラム開発について</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>「発達障害者支援法」第 19 条では「都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院又は診療所を確保しなければならない。」とされている。また、青年期以降の発達障害が利用できる支援や福祉サービスとして、就労や生活支援などの福祉サービスは充実しつつあるが、医療分野における支援や他分野との連携については今後の課題であり、医療分野の支援についてのニーズの把握・分析を行うとともに、福祉と医療など関係機関との効果的な連携体制の構築について検討していくことが重要である。</p> <p>一方、医療分野で、発達障害者を対象としたデイケア（ショートケア）について、学会での特集や実践報告が増え、広がりを見せているが、更に普及を進めるためには、デイケア開設のノウハウと実践のプログラムの開発が必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 発達障害の診断等に対応できる病院・診療所など医療機関及び精神保健福祉センターに対して、アンケート調査を実施。（診断・アセスメントの方法、支援・治療方法、他分野関係機関との連携状況、専門性の確保の状況等） 2 青年期・成人期発達障害者を対象にしたデイケア（ショートケア）を実施している医療機関及び精神保健福祉センター等を選定し、支援効率に関する調査を実施。（3カ所程度を予定） <ul style="list-style-type: none"> ・デイケア（ショートケア）利用前後の生活適応状況についての調査 ・利用者とその家族に対する調査 3 上記「2」の結果を踏まえて、青年期・成人期発達障害者を対象としたデイケア（ショートケア）のプログラムを開発する。
求める成果物	<ol style="list-style-type: none"> 1 青年期・成人期の発達障害者の医療分野での概況の整理・分析を行い、都道府県・指定都市に対して、専門的な医療機関の確保、福祉と医療など他分野関係機関との効果的な連携体制の構築等について、必要な提言を行う。 2 青年期・成人期発達障害者を対象としたデイケア（ショートケア）のプログラムの開発を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・デイケア（ショートケア）開設のマニュアルの作成 ・デイケア（ショートケア）プログラムの開発 ・デイケアと家族支援との関係性の整理
担当課室/担当者	<p>障害児・発達障害者支援室/発達障害対策専門官(内線 3 1 4 4) 精神・障害保健課/課長補佐（内線 3 0 0 4）</p>

**平成 25 年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 24	家族支援体制整備事業の検証と家族支援の今後の方向性について
指定課題を設定 する背景・目的	<p>発達障害児（者）支援については、「発達障害者支援法」に基づき、発達障害児（者）に対応する乳幼児期から成人期までのライフステージに対応するとともに、同法13条において発達障害者への家族への支援に努めることとされている。</p> <p>平成17年度から開始となった発達障害者支援体制整備事業において、ペアレントメンター養成研修等やペアレントメンター・コーディネーターを配置する家族支援体制整備事業を実施しており、平成24年度の現在、30都道府県・指定都市で実施されている。</p> <p>発達障害児（者）の家族支援については、障害告知後の家族への対応、発達障害児の子育ての相談や助言、不適応や問題行動を呈した発達障害児（者）の家族への対応、青年期・成人期以降になって診断された障害者の親への対応など幅広く考えられ、今後も発達障害支援における家族への対応は重要であるといえる。</p> <p>しかし現状、家族支援体制整備事業を実施する自治体の箇所数は増えているものの、多くの自治体において必ずしも高い成果があがっているとは言い難く、家族支援の取組に関して、現状把握を行い、検証を行う必要がある。また、地域における関係機関も含めた家族支援の仕組みづくりや支援手法の体系などが確立されておらず、一定の方向性を示していく必要がある。</p>
想定される事業 の手法・内容	<p>1 家族支援体制整備の現状把握（事業開始前半に実施することが望ましい）</p> <p>(1) 都道府県・指定都市に対して、家族支援体制整備の取組状況についてアンケート調査を行う。（整備に関しての手続きや支援者の人材養成等の質問事項は必須とする。）</p> <p>(2) 実際に家族支援を行っている機関や市町村等（保育所、児童発達支援センター、市町村家族支援事業等）に対して、アンケート調査により現状把握を行う。</p> <p>2 家族支援体制整備の検証と実践</p> <p>(1) 上記「1」を踏まえて支援状況の整理を行い、これまで実施されてきた家族支援体制整備事業の検証を行うとともに、「家族支援の在るべき姿」について検討し「家族支援の整備手法」を導出する。</p> <p>(2) 上記「2の(1)」で得た手法に基づき、都道府県や市町村もしくは関係機関において（5ヵ所以上とする）家族支援の整備を実践し、その成果を再検証する。（成果の確認については、紙面によるアンケート調査やヒアリング調査などを選択する。）</p>
求める成果物	<p>1 家族支援体制整備事業の現状についての調査結果の報告書。</p> <p>2 今後の家族支援の在り方についての提言。 （家族支援体制の仕組みづくり、都道府県・市町村など自治体・関係機関などにおけるそれぞれの役割、支援手法について等）</p>
担当課室/担当者	障害児・発達障害者支援室/障害児・発達障害者支援係（内線3144）